

報 告 事 項

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会 副会長及び常任委員の変更

平成28年7月27日から平成29年2月13日までの間における副会長及び常任委員の変更については、下記のとおりである。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第12条第9項により準用する第8条第3項の規定により報告する。

○ 副会長

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会議長	藤島 正孝	小川 一成	平成28年12月22日

○ 常任委員

機関・団体名および役職	新任者	旧任者	変更年月日
茨城県議会副議長	森田 悦男	川津 隆	平成28年12月22日
茨城県議会総務企画委員会委員長	鈴木 亮寛	横山 忠市	平成28年12月22日
茨城県議会防災環境商工委員会委員長	鈴木 定幸	石田 進	平成28年12月22日
茨城県議会保健福祉委員会委員長	石塚 仁太郎	石井 邦一	平成28年12月22日
茨城県議会農林水産委員会委員長	島田 幸三	舘 静馬	平成28年12月22日
茨城県議会土木企業委員会委員長	先崎 光	萩原 勇	平成28年12月22日
茨城県議会文教警察委員会委員長	志賀 秀之	村上 典男	平成28年12月22日
茨城県警察本部長	世取山 茂	鈴木 三男	平成28年 8月10日
茨城県教育委員会委員 (教育長職務代理者)	柳 生 修	水越 和夫	平成28年10月15日
茨城県商工会議所連合会会長	大久保 博之	和田 祐之介	平成28年11月30日
公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城 ブロック協議会会長	佐藤 平八郎	内山 治則	平成29年 1月 1日

第74回国民体育大会 競技別会期

競技運営専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

【正式競技】

(平成28年12月16日 (公財)日本体育協会国民体育大会委員会決定)

競技名	種別	会場	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28	9/29	9/30	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
総合開会式		ひたちなか市		◎										
総合閉会式														◎
陸上競技	全種別	ひたちなか市	5							●	●	●	●	●
サッカー	成年男子	鹿嶋市	4			●	●	●	●					
	少年男子		5		●	●	●	●	●					
	女子	ひたちなか市	4		●	●	●	●						
テニス	全種別	神栖市	4		●	●	●	●						
ボート	全種別	潮来市	4							●	●	●	●	
ホッケー	全種別	東海村	5		●	●	●	●	●					
ボクシング	全種別	城里町	5						●	●	●	●	●	
バレーボール	6人制	成年男子	ひたちなか市	4				●	●	●	●			
	成年女子	ひたちなか市	4					●	●	●	●			
	少年男子	結城市	4					●	●	●	●			
	少年女子	結城市	4					●	●	●	●			
バスケットボール	成年男子	日立市	4							●	●	●	●	
	少年男子	日立市	5							●	●	●	●	●
	成年女子	水戸市	4							●	●	●	●	
	少年女子	水戸市	5							●	●	●	●	●
レスリング	全種別	水戸市	4	●	●	●	●							
セーリング	全種別	阿見町	4		●	●	●	●						
ウエイトリフティング	全種別	高萩市	5					●	●	●	●	●		
ハンドボール	成年男子	坂東市	5						●	●	●	●	●	
	成年女子	坂東市	1						●					
	成年女子	守谷市	4						●	●	●	●		
	少年男子	常総市	4						●	●	●	●		
	少年女子	常総市	5						●	●	●	●	●	
自転車	トラック	全種別	取手市	4			●	●	●	●				
	ロード	全種別	つくば市	1		●								
ソフトテニス	全種別	北茨城市	4		●	●	●	●						
卓球	全種別	日立市	5	●	●	●	●	●						
軟式野球	成年男子	水戸市	4							●	●	●	●	
		土浦市	2							●	●			
		日立市	2							●	●			
		笠間市	4							●	●	●	●	
		牛久市	2							●	●			
		高萩市	2							●	●			
相撲	全種別	土浦市	3		●	●	●							
馬術	全種別	那珂市	5		●	●	●	●	●					
フェンシング	全種別	水戸市	4							●	●	●	●	
柔道	全種別	龍ヶ崎	3							●	●	●		
ソフトボール	成年男子	常陸太田市	3		●	●	●							
	成年女子	常陸太田市	3		●	●	●							
	少年男子	下妻市	3		●	●	●							
	少年女子	下妻市	3		●	●	●							
バドミントン	全種別	石岡市	4		●	●	●	●						

競技名	種別	会場地	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28 土	9/29 日	9/30 月	10/1 火	10/2 水	10/3 木	10/4 金	10/5 土	10/6 日	10/7 月	10/8 火
弓道	全種別	水戸市	4							●	●	●	●	
ライフル射撃	C P 成年男子	茨城町	3							●	●	●		
	C P 以外 全種別	桜川市	4							●	●	●	●	
剣道	全種別	筑西市	3		●	●	●							
ラグビーフットボール	全種別	水戸市	5		●	●	●	●	●					
山岳	リード 全種別	鉾田市	3							●	●	●		
	ボルダリング 全種別	鉾田市	3							●	●	●		
カヌー	スプリント 全種別	神栖市	4							●	●	●	●	
	スラローム 全種別	大子町	2							●	●			
	ワイルドウォーター 全種別		2							●			●	
アーチェリー	全種別	つくば市	3							●	●	●		
空手道	全種別	牛久市	3	●	●	●								
クレー射撃	全種別	笠間市	3								●	●	●	
なぎなた	全種別	常陸大宮市	3		●	●	●							
ボウリング	全種別	取手市	6					●	●	●	●	●	●	
ゴルフ	成年男子	大洗町	3		●	●	●							
	少年男子・女子	笠間市	3		●	●	●							
トライアスロン	全種別	潮来市	1		●									

【正式競技（会期前実施競技）】

競技名	種別	会場地	競技日数	9/7	9/8	9/9	9/10	9/11	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16
				土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
水泳	競泳 全種別	ひたちなか市	3								●	●	●
	飛込 全種別		3								●	●	●
	シンクロナイズドスイミング 少年女子		1						●				
	水球 少年男子・女子	土浦市	4							●	●	●	●
	オープンウォータースイミング 全種別	潮来市	1					●					
バレーボール	ビーチバレーボール 全種別	大洗町	4							●	●	●	●
体操	競技 全種別	日立市	4						●	●	●	●	
	新体操 少年女子		2	●	●								
	トランポリン 全種別	稲敷市	2	●	●								

【特別競技】

競技名	種別	会場地	競技日数	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	第6日	第7日	第8日	第9日	第10日	第11日
				9/28 土	9/29 日	9/30 月	10/1 火	10/2 水	10/3 木	10/4 金	10/5 土	10/6 日	10/7 月	10/8 火
高等学校野球	硬式	水戸市	4		●	●	●	●						
	軟式	土浦市	4		●	●	●	●						

【公開競技】

競技名	種別	会場地	競技日数	競技日程
綱引	全種別	古河市	2	8月31日(土)～9月1日(日)
武術太極拳	全種別	取手市	2	9月15日(日)～9月16日(月)
パワーリフティング	全種別	つくば市	3	9月21日(土)～9月23日(月)
ゲートボール	全種別	行方市	2	8月31日(土)～9月1日(日)
グラウンド・ゴルフ	全種別	神栖市	2	9月14日(土)～9月15日(日)

第74回国民体育大会 市町村警備・消防防災業務推進指針

警備・消防専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 目的

この指針は、第74回国民体育大会警備・消防防災基本計画に基づき、会場地市町村が実施する警備・消防防災業務推進の基本的事項を定めることにより、その円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施業務

(1) 自主警備業務

- ア 自主警備体制の確立に関する事。
- イ 雑踏事故、事件等の防止に関する事。
- ウ 交通整理誘導に関する事。
- エ 警察、消防防災、医療等の関係機関及び団体等（以下「関係機関及び団体等」という。）との緊密な連携に関する事。

(2) 消防防災業務

- ア 火災その他災害の予防に関する事。
- イ 火災その他災害発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の確立に関する事。
- ウ 関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 発生に備えた連絡調整体制及び臨時組織体制の整備確立に関する事。
- イ 発生時の情報収集・伝達、避難誘導及び救急・救助体制の確立に関する事。
- ウ 発生時の関係機関及び団体等との緊密な連携に関する事。

3 実施機関

会場地市町村準備（実行）委員会（以下「会場地委員会」という。）は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会と相互に連携を図るとともに、関係機関及び団体等の協力を得て、上記の業務を実施する。

4 実施場所

会場地委員会は、競技会場、練習会場、宿泊施設、主催する関連イベント会場及びその周辺（以下「競技会場等」という。）について、警備・消防防災業務を実施する。

5 業務内容

(1) 大会開催準備期間中

別記1「大会準備期間中における実施細目」のとおりとする。

(2) 大会開催期間中

別記2「大会開催期間中における実施細目」のとおりとする。

6 その他

(1) 広域配宿に係る実施業務

広域配宿に係る実施業務については、広域配宿を実施する会場地委員会が当該実施場所を所管する関係機関及び団体等と協議し、必要な対策を推進する。

(2) 事件・事故防止対策及び防火対策の推進

会場地委員会は、事件・事故防止対策及び防火防災対策推進のため、警察・消防防災機関へ諸対策の推進協力を依頼する。

(3) その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

「大会準備期間中における実施細目」

1 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）の作成
- イ 会場地市町村自主警備実施計画の作成
- ウ 自主警備体制の整備確立
- エ 実地踏査の実施
- オ 通信体制の整備確立
- カ 施設、構造物の安全対策の推進
- キ 警備員等の人員確保と事前教育・訓練の実施
- ク 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(2) 消防防災業務

- ア 会場地市町村消防防災実施計画の作成
- イ 消防防災体制（救急・救助体制を含む。）の整備確立
- ウ 実地踏査の実施
- エ 通信体制の整備確立
- オ 消防機関と連携した消防防災設備の点検整備及び防火安全対策の推進
- カ 防火防災意識の啓発活動の推進
- キ 関係機関及び団体等との連絡協力体制の確立

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

- ア 会場地市町村大規模災害・突発重大事案対策実施計画の作成
- イ 発生に備えた情報収集・連絡体制の整備確立
- ウ 発生に備えた通信体制の整備確立
- エ 発生に備えた選手・監督、一般観覧者等（以下「大会参加者」という。）の安全確保及び避難誘導体制の整備確立
- オ 発生に備えた救急・救助体制及び医療機関等の協力による救急搬送体制の整備確立
- カ 発生した場合の各種対策の周知

「大会開催期間中における実施細目」

1 実施体制

会場地委員会は、関係機関及び団体等の指導・助言を得て、競技会場等の規模、内容、施設の状況等に応じた警備・消防防災体制とする。

- (1) 会場地市町村実施本部（仮称）に会場地市町村警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (2) 会場地市町村警備消防防災本部（仮称）は、必要に応じて競技会場等に現地警備消防防災本部（仮称）を置く。
- (3) 会場地市町村実施本部（仮称）は、大規模災害・突発重大事案が発生又は発生の恐れがある場合、関係機関及び団体等と緊密な連携を図りながら迅速かつ的確な初動措置を執るとともに、事案の態様、規模等を勘案し、必要に応じて地域防災計画等に基づき、その体制に移行又は連携協力する。

2 業務内容

(1) 自主警備業務

- ア 会場管理運営要綱（仮称）及び施設管理規程に基づく会場管理
- イ 会場地市町村自主警備実施計画に基づく自主警備の実施
- ウ 通信手段の確保、運用
- エ 大会参加者の案内及び誘導
- オ 関係車両の案内、誘導、交通整理及び駐車場利用状況の把握
- カ 入退場者管理（手荷物検査、持ち込み禁止物一時預かり等）
- キ 雑踏警備の実施
- ク 不審者、不審物の発見と適切な対応
- ケ 会場施設等への不法侵入予防、施錠確認等の管理
- コ 犯罪行為等、円滑な大会運営を妨害しようとする者への対応
- サ 迷子、遺失物等への対応
- シ 関係機関及び団体等との緊密な連携

(2) 消防防災業務

- ア 火災の警戒及び初期消火活動
- イ 火災その他災害情報の収集、伝達及び通報
- ウ 会場定員管理
- エ 会場等における消防用設備等の点検
- オ 消防ポンプ自動車、救急自動車の配備依頼及び通信施設、その他消防防災業務に必要な機械器具等の配備
- カ 通信体制の確保、運用
- キ 救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施
- ク 災害発生時における避難経路の確保及び避難誘導

ケ 関係機関及び団体等との緊密な連携・情報交換

(3) 大規模災害・突発重大事案対策業務

ア 発生時における事案の概要、被害状況の把握及び交通情報の収集

イ 発生時における大会参加者の安全確保及び避難誘導

ウ 発生時における緊急車両の誘導及び通行路の確保

エ 発生時における救急・救助及び医療機関等の協力による救急搬送の実施

オ 発生時における通信手段の確保、運用

カ 発生時における関係機関との緊密な連携

キ 発生時における県及び市町村災害対策本部との連携（各対策本部が設置された場合）

第19回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本計画

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

第19回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の編成については、この計画に基づき実施する。

1 編成方針

- (1) 競技役員等の編成にあたっては、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局が競技運営主管団体等と協議のうえ決定する。
- (2) 競技役員等の編成にあたっては、必要最小限の人数により最大限の効果をあげることができるよう、適正かつ効率的な配置を行うものとする。
- (3) 競技役員等の編成にあたっては、県内における障害者スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員で編成するものとし、原則として、複数の競技を担当しないものとする。
- (4) 競技役員等の編成にあたっては、競技運営主管団体及び会場地市関係者のみならず、県民総参加の理念のもと、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

種類		定義	編成方法
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	県内の有資格者又はそれに準じる者をもって編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	審判員を除き、直接競技の運営に携わる者	競技運営主管団体関係者で編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の補助として競技運営に携わる者	競技運営主管団体等の協力を得て編成し、会場地市及び周辺市町村に在住する当該競技関係者、中学生、高校生、大学生等をもって編成する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、競技役員等が2つ以上の役務等に重複する場合には、次の原則により調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上の競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技の業務の重複については、関係者が協議し、その業務内容により重複を認める。

4 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議して決定する。

第19回全国障害者スポーツ大会 競技用具整備基本方針

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

この方針は、第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に万全を期するとともに、障害者スポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会の開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定めます。

1 競技用具の区分

(1) この方針でいう競技用具とは、次表のとおりとします。

区 分		内 容	例 示	
競 技 用 具	競技用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものを除く。)	フライングディスクゴール、 STT用卓球台等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、石灰、ラインテープ 等
	運営用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品以外 のもので競技運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものを除く。)	机、テント、放送器具等
		消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以 外のもので競技運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この方針でいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格が50,000円以上の物品をいいます。

(3) この方針でいう消耗品とは、備品以外のものをいいます。

2 競技用具の整備

(1) 競技用具の整備にあたっては、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会事務局が、競技運営主管団体及び会場地市と協議し決定します。

(2) 整備にあたっては、次の順位により行うものとします。

- ア 県、競技運営主管団体、会場地市、競技会場等が現有する用具を使用します。
- イ 第74回国民体育大会で使用したものを借用します。
- ウ 民間業者等から借用します。
- エ ア～ウによりなお不足する場合は購入します。

3 競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分等については、大会終了後、県の責任において行います。

4 競技用具整備年次計画

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
競技用具整備基本方針	競技用具整備調査 (第1次)実施要項	競技用具整備調査 (第2次)実施要項	リハーサル大会
	競技用具整備調査(第1次)	競技用具整備調査(第2次)	本大会
	競技用具整備計画(第1次)	競技用具整備計画(第2次)	

5 その他

この方針に定めるもののほか、競技用具の整備に関し必要な事項は、別に定めます。

第19回全国障害者スポーツ大会 オープン競技の選定

全国障害者スポーツ大会専門委員会に委任された本事項について審議の結果、以下のとおり決定されたので、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第2項の規定により報告する。

1 選定理由

応募のあった7競技について、第19回全国障害者スポーツ大会オープン競技募集要項により審査したところ、全ての競技とも選定基準を満たしていた。よって、第19回全国障害者スポーツ大会オープン競技選定(案)を2とするとともに、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の7(1)に基づき、文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と協議のうえ、正式決定する。

2 選定

	競技名	参加資格	主催団体	競技会場
1	グラウンド・ゴルフ	身・知・精	神栖市グラウンド・ゴルフ協会 障がい部会	神栖中央公園 (神栖市)
2	車いすダンス	身	茨城県 ポールルームダンス連盟	青柳公園市民体育館 (水戸市)
3	障害者ゴルフ	身・知	NPO 法人 日本障害者ゴルフ協会	ワンウェイゴルフクラブ (土浦市)
4	スポーツ吹矢	身・知・精	一般社団法人 日本スポーツ吹矢協会	たつのこアリーナ (龍ケ崎市)
5	卓球バレー	身・知・精	茨城県卓球バレー協会	取手グリーンスポーツ センター(取手市)
6	ハンドアーチェリー	身・知	一般社団法人 全国肢体不自由児者父母の会 連合会	東光台体育館 (つくば市)
7	ブラインドテニス	身	日本ブラインドテニス連盟 関東地域協会	牛久運動公園体育館 (牛久市)

(五十音順)

- ※ (身) 身体障がい者が出場できる競技
 (知) 知的障がい者が出場できる競技
 (精) 精神障がい者が出場できる競技

3 今後の予定

平成29年2月中旬 文部科学省及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と協議

平成29年3月下旬 第19回全国障害者スポーツ大会オープン競技の決定